

第203回 むつ市国民健康保険運営協議会会議録（敬称略）

開催日時： 令和6年8月6日（火） 午後6時30分から午後7時

場 所： むつ市役所本庁舎 大会議室B

出席委員： 佐藤 節 雄 高坂 恵美子 二本柳 信 行 三 上 史 雄
 榎 泉 田 中 志 昌 石 山 毅 憲 堀 内 はつえ
 中野 昌 勝 近 原 芳 栄 鹿 内 徹

（委員＝11名）

関係部局： 石橋 秀 治（市民生活部 部長）

 小林 睦 子（市民生活部 次長）

事務局： 工藤 周（国保年金課 課長）

 櫻田 久美子（国保年金課 主幹）

 賀佐 大 智（国保年金課 主査）

○事務局 それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。

 皆様お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

 本日は会議に先立ちまして、市長より諮問を行います。

 二本柳会長は前にお進み願います。

 副市長、お願いいたします。なお、市長は公務により出張中のため、吉田副市長より諮問いたします。

○吉田副市長 むつ市国民健康保険税の算定方式の見直しについて

 国民健康保険法およびむつ市国民健康保険運営協議会規則に基づき、次のとおり諮問いたします。

 諮問事項は、令和12年度の青森県内での保険料率完全統一に向け、令和7年度からのむつ市国民健康保険税賦課方式を所得割、均等割、平等割3方式に変更するため、被保険者の税負担に配慮した上で、介護納付金分について、新たに平等割を設ける見直しを行うこととございます。よろしくようお願いいたします。

○事務局 続きまして、吉田副市長より挨拶を申し上げます。

○吉田副市長 皆さんこんばんは。副市長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

 本来であれば、山本市長が挨拶すべきところとございますが、公務が重なっておりますので、出席はかないません。市長から挨拶文を預かっておりますので、代読させていただきます。

 第203回むつ市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

 委員の皆様におかれましては、本日大変お忙しい中、本協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、国民健康保険事業はもとより、市政全般に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

 さて、市の国保事業は、皆様ご承知のとおり、平成30年度からの都道府県単位化に

より、財政基盤が安定し、6年連続の黒字決算となっております。しかしながら、人口減少や少子高齢化の影響により、被保険者数は年々減少し、国保税収入も減額となるなど、国保財政運営の一層の安定化が求められるところとなっております。

そのような中、県は今年3月、青森県国民健康保険運営方針を改定し、令和12年度から県内で完全統一された保険料による賦課を開始することを目指すとして明記いたしました。これは、県内どの市町村に居住していても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料額となり、県全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図ることを目的としております。

先ほど諮問をさせていただきました、国民健康保険税算定方式の見直しは、令和12年度の保険料水準完全統一に向けた準備として、令和7年度からの国保税賦課方式を、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の全てにおいて、所得割・均等割・平等割の3方式とするための見直しでございます。

現在、むつ市では介護納付金分のみ所得額と均等割の2方式での賦課となっており、平等割を新設しなければならないことから、このあと、事務局より御提案いたします見直し案をもとに、慎重御審議の上、御答申くださいますよう、よろしく願いいたします。

結びに、委員の皆様には、今後とも、むつ市国民健康保険の健全な運営のため、御指導御助言を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたっての挨拶といたします。

令和6年8月6日、むつ市長、山本知也 代読でございました。

よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

ここで吉田副市長は所用のため退席いたしますことをご了承願います。

それでは、会議の進行は会長にお願いいたします。

○会長 改めまして、どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから第203回むつ市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の出席委員は11名で定足数に達しております。

次に、会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員は、堀内はつえ委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは案件に入ります。

本日の案件は、むつ市国民健康保険税に係る算定方式の見直しについての1件となっております。

それでは案件について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 関係資料の説明に入る前に、諮問書の写しをお配りいたしますので少々お待ちください。

それでは、むつ市国民健康保険税に係る算定方式の見直しについて御説明いたします。事前に送付しております資料を御覧願います。

まず1ページの今回の改定に至る背景および経緯についてでございます。

これまでも運協の中でお話しておりますので、詳細は省略させていただきますが、青森県国民健康保険運営方針において、令和7年度からの国保税賦課方式県内全市町村で3方式に統一することが決まっております。

現在のむつ市の税率は1ページ下段の表のとおりとなっておりますが、介護納付金、平等割の賦課がされていない状況ですので、ここを3方式にすることが今回の見直し部分となります。

次に、資料の2ページをお開き願います。

今回の改定のポイントですが、まず一つ目として、過去の税率改正は、市の国保事業の財源不足を補うために行っていましたが、市の国保財政は、平成30年度以降、令和5年度も含めて6年連続の黒字決算となっている状況から、今回は財源不足を補うためではないということが挙げられます。

二つ目は、先ほどもお話ししましたが、現在3方式になっていないのは介護納付金分のみですので、ここを3方式にすることで算定方式の統一がクリアできることとなります。

三つ目は、介護納付金分の賦課対象者は40歳から64歳の被保険者に限定されるということです。

事務局といたしましては、この3点に加え、令和8年度から賦課することが決まっております「子ども・子育て支援納付金」の税率について、来年令和7年度中に決定しなければならないということもあり、これらを踏まえ検討した結果、今回の改定によって影響を受ける世帯の被保険者は、最小限にとどめ、来年度改めて国保税全体の税率改正を考えるべきではないかという結論になりました。

次に、介護納付金分に平等割を設けるため、具体的にどのように見直しするか、金額設定をどうするかを検討した結果、次のとおりとなりました。資料3ページをお開き願います。

現在の介護納付金分の均等割2万900円の一部を平等割に振り分け、均等割と平等割の合計額は現在の均等割2万900円と同額とする案としていました。これにより、介護納付金対象者が1人の世帯であれば、見直し前後で課税額より増減はなく、被保険者の税負担額の増加を抑制できることとなります。

具体的な金額設定は、改定案①では、均等割1万2,900円、平等割を8,000円。

改定案②では、均等割を1万3,900円、平等割を7,000円。

改定案③では、均等割を1万4,900円、平等割を6,000円としております。

この3パターンを案とした理由につきましては、詳しくは本日お配りしました資料のうち、右上に赤字で第203回運協当日配布資料と記載のあるA4縦1枚の資料に沿ってご説明していきたいと思っております。

こちらは、介護納付金分について、令和6年度の当初賦課の金額をもとに改定案①から③までの金額で試算した所得割、均等割、平等割別の税額となっており、赤枠で囲んであります均等割と平等割の賦課額が改定案①で65:35、改定案②で70:30、改定案③で75対25となっております。

これは、県が算定する標準保険料率で、応益割の割合を均等割賦課額と平等割賦課額で70:30に設定して算出していることから、それをもとに試算した結果、この3パターンの案としたところからです。

また、影響を受ける世帯数および被保険者数ですが、令和6年度の当初賦課時点の情報から、介護納付金対象世帯が3,046世帯で全体の39.37%、被保険者数は3,516人で全体の32.0%となっておりますが、介護対象者が1人の場合、税額に影響は生じませんので、

実際影響を受ける世帯数は462世帯で、全体の6%、被保険者数は932人で、全体の8.5%となる見込みです。

次に事前送付資料に戻りまして、4ページをお開き願います。

4ページには、所得割を除いた均等割と平等割のみの介護納付金対象者の人数別課税額を記載しております。

平等割は世帯ごとにかかるものですので、世帯に2人以上介護納付金対象者がいた場合には、この表のとおり、全てのパターンで、平等割に振り分けた分が減額され、さらに介護納付金対象者が増えるごとに課税額は減ることになります。

次に、医療分、後期高齢者支援金分も含め、国保税としてどのくらいの影響額が出るのかを試算したものが、資料の5ページとなります。

こちらは、令和6年度の当初賦課情報をもとに試算しておりまして、医療分と後期高齢者支援金分については、税率の見直し等は行わない予定のため、当初賦課額と同額となり、介護納付金分については、改定案①から③までの均等割と平等割の金額を用いた試算となっております。

先ほどご覧いただいた、本日配付のA4縦1枚の資料と、課税額ベースで同額となっております。

それぞれの改定案で、課税額ベースで約200万円から260万円の減額、収入額ベースでは、約180万円から245万円減額の見込みとなっております。

今回お示しした改定案で減額となる見込みの税収分につきましては、3方式へ統一することにより、県の特別交付金が増額される見込みとなっておりますので、国保財政上影響はないものと考えております。

これらのことを踏まえ、国保税の収入が減額となっても、大きな影響はないものと考え、少しでも被保険者の皆様の負担軽減となるよう検討した案となっております。

事前に送付しております資料の説明は以上となります。

引き続き、本日お配りした資料について、簡単にご説明させていただきます。

表紙に、赤字で「当日配布資料」と記載のある横の資料をご覧ください。

まず1ページ目ですが、こちらは介護納付金分の世帯別人数ごとの影響額を、軽減割合別にまとめたものとなっております。

こちらにつきましても、介護納付金対象者が1人の場合は、課税額への影響がありませんので、記載を省略しております。

次に2ページをお開き願います。

先ほどから国保税が減額となる見込みであるとお話しておりますが、来年度以降の国保税額試算のため、被保険者数等の推移予測をしたものが2ページの資料となります。

推移予測とは言うものの、国保の加入脱退や所得の増減などの予測は難しいことから、各年度の平均世帯数および被保険者数から、過去の減少率の平均を出し、今後の推移予測としております。こちらの推移予測では、1年間で世帯数が約200世帯、被保険者数が約450人の減となり、令和8年度には、被保険者数が1万人を下回る予測となっております。これを踏まえ、来年度以降の国保税の改定案の3パターンで試算したものが、3ページの表となります。

これは、令和6年度当初賦課の情報に、各年度の被保険者数の減少率を反映させた試

算額となっております。年々、被保険者数が減少する見込みですので、それに伴い課税額も減額となります。

次の4ページには、今後3年間の国保税の課税額がどのくらい減少するのか、令和6年度当初賦課額と比較した結果を記載しております。この試算には、改定案の真ん中となる改定案②を介護分に適用して試算しております。

なお、この試算には令和8年度から賦課する子ども・子育て支援交付金分は見込んでおりませんし、被保険者の所得の増減も影響するため、あくまでも被保険者数等の減少率からの推計値となっておりますことをご了承いただきたいと思っております。

資料についての説明は以上でございます

○会長 ただいまの事務局の資料説明について質疑ありませんでしょうか。

ございませんか。

ないようですので、以上で案件の審議を終了いたします。

この案件につきましては、本日、当協議会に諮問がありました。答申までの期間がまだ数ヶ月ありますので、委員の皆さんは、本日、追加配布された資料も含めて、一度持ち帰った上でご検討いただきたいと思っております。

以上となりますが、皆様の方から、何かございませんでしょうか。

ないようですので、事務局から何かございませんか。

○事務局 はい、事務局よりお話をさせていただきます。今回ご提案させていただきました見直し案につきましては、会長からもお話がありました。本日お配りした資料もございましたので一度持ち帰っていただき、改めて皆様に書面でご意見を伺うことにしたいと考えております。

今回の運営協議会は10月初旬を予定しておりますので、今月下旬をめどに皆様からご意見を頂戴し、そのご意見を踏まえまして、次回の運営協議会で協議していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○会長 事務局からのご案内のとおり、後ほど書面にてご意見を伺うということとなります。

10月初旬には、協議会を開催する予定でございますので、その際にはまたよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。